

長野県漁業調整規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(有害物質の遺棄漏せつの禁止)</p> <p>第27条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。</p> <p>3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）又は<u>良好な生活環境の保全に関する条例</u>（昭和48年長野県条例第11号）の適用を受ける者については、適用しない。</p> <p><u>附 則（令和3年 月 日規則第 号）</u> この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>(有害物質の遺棄漏せつの禁止)</p> <p>第27条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。</p> <p>3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）又は<u>公害の防止に関する条例</u>（昭和48年長野県条例第11号）の適用を受ける者については、適用しない。</p> <p><u>(新設)</u></p>